

宍粟市都市計画マスタープラン(素案) 概要版

序章 基本的事項

○都市計画マスタープランの基本的事項

- (1)都市計画マスタープランとは
 - ・都市計画区域におけるより具体的な都市づくりの方針を定めるもの
- (2)宍粟市都市計画マスタープランの位置づけ
 - ・宍粟市総合計画及び兵庫県西播磨地域都市計画区域マスタープランに即して策定
- (3)見直しの背景
 - ・目標年次令和8年の「第2次宍粟市総合計画」を策定
 - ・次世代につなぐ宍粟市の実現に向け、実行・実現性のある都市づくりを推進するため、山崎都市計画マスタープランの見直しを行う

○計画期間と計画範囲

- (1)計画期間
 - ・20年先の都市の姿を見据えながら、10年後の令和13年度までを計画期間とする
- (2)計画範囲
 - ・山崎都市計画区域

第2章 都市の将来像

○将来像の理念(第2次宍粟市総合計画)

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

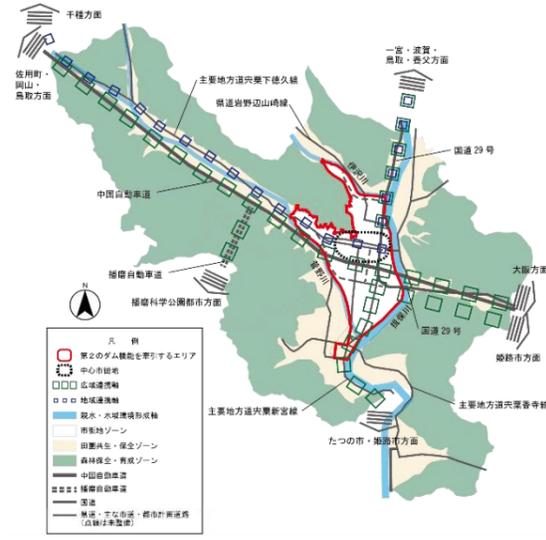
○都市の将来像

- (1)都市の将来像
自然・歴史と調和した安心安全で暮らしやすいまち
～人が輝き、活力あふれる未来をめざして～
- (2)都市づくりの基本的な考え方
質的な向上、ストック活用、選択と集中、官民協働
- (3)都市づくりの基本目標
 - ①歩いて暮らせる生活しやすい都市づくり
 - ②自然と歴史がかがやく美しい都市づくり
 - ③にぎわいを創出する活力ある都市づくり

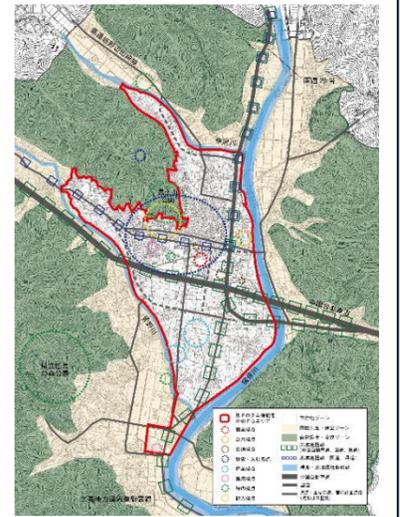
○将来都市構造

本市がめざすべき10年後の空間的・概念的な都市の骨格を都市構造として示す

山崎都市計画区域の都市構造



都市構造図(第2のダム機能を牽引するエリア周辺)



第1章 都市の現状と都市づくりの課題

○都市づくりの課題

- (1)人口減少・少子高齢化への対応
 - ・「人口流出抑制の第2のダム」としての機能 など
- (2)都市のにぎわいと活力の創出
 - ・中心市街地のにぎわい創出と利便性向上
 - ・市内外の連携・交流活動の促進や市内経済の活力創出 など
- (3)都市機能、生活サービス機能と市内外の交通ネットワークの充実
 - ・都市機能と生活サービス機能の適切な役割分担
 - ・交通ネットワークの持続可能なものとしての維持 など
- (4)地域特性に応じた土地利用
 - ・地域特性に応じた市街地環境の形成
 - ・農地の耕作放棄地対策、森林の緑豊かな自然環境の保全と活用 など
- (5)自然資源と歴史的文化的資源の保全・活用
 - ・河川や山林などの自然環境の保全、活用
 - ・歴史文化遺産の保存 など
- (6)安全・安心の確保
 - ・避難体制等のソフト対策や急傾斜地崩壊対策整備
 - ・治水対策と適切な維持管理
 - ・防災空間の確保 など
- (7)市民、事業者、行政による協働の都市づくりの推進
 - ・情報の公開、市民・活動団体との連携による取組の推進 など

第3章 都市づくりの方針

○基本方針

- (1)人口減少社会における持続可能な都市づくり
- (2)活力を高める都市づくり
- (3)豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり
- (4)利便性の高い交通網を構築する都市づくり
- (5)安全性を高める都市づくり
- (6)市民参画とストックの有効活用による都市づくり

○分野別方針

- (1)土地利用の方針
 - ・市街地では、現在の用途地域を基本とし、市街地と自然・歴史が調和した土地利用を図る。市街地周辺では、農地や森林などの豊かな自然環境の維持・保全を図り、秩序ある土地利用を推進する。
- 土地利用方針図
-

- (2)交通の方針
 - ①市内外の連携を強化する道路骨格軸の形成
 - ②第2のダム機能を牽引するエリアにおける利便性の高い道路網の形成
 - ③都市計画道路
 - ④中心市街地における「歩く」環境づくり
 - ⑤生活道路の安全性の向上
 - ⑥交通施設の適切な維持管理と長寿命化
 - ⑦ユニバーサルデザインに基づく道路空間の形成
 - ⑧公共交通網の充実

- (3)公園・緑地の方針
 - ①緑とうるおいのある公園・緑地の整備
 - ②農地の保全・活用
 - ③都市施設などの緑化推進

- (4)自然環境の方針
 - ①森林の保全・育成・活用
 - ②河川の水辺環境の保全・活用と水質保全
 - ③環境負荷を低減する生活環境づくり

- (5)歴史的文化的資源の方針
 - ①緑と調和した歴史文化遺産の保全・活用
 - ②地域資源を活用した観光ネットワーク形成
 - ③地域学習の推進

- (6)市街地・集落及び住環境の方針
 - ①コンパクトで活力ある中心市街地の形成
 - ②良好な市街地の形成
 - ③地域の性格に応じた市街地の形成
 - ④持続可能な集落の環境づくり
 - ⑤市営住宅の適切な維持管理と更新
 - ⑥空き家・空き地対策
 - ⑦防犯意識の向上と対策

- (7)防災及び減災の方針
 - ①指定避難所等の充実
 - ②避難路及びオープンスペース整備の方針
 - ③建築物の耐震性・耐火性の強化
 - ④治水・治山対策の推進
 - ⑤防災・減災にかかる市民意識の向上

- (8)景観形成の方針
 - ①山崎地区の優れた景観の保全・創造
 - ②森林景観の保全・育成
 - ③田園景観の保全
 - ④地区の特性に応じた市街地景観の形成
 - ⑤良好な幹線道路沿道景観の形成

- (9)その他公共施設の方針
 - ①上水道施設
 - ②下水道施設
 - ③幼児教育・保育・学校教育施設
 - ④その他公共施設等

第4章 宍粟市の拠点づくり

本章は、本計画の期間である今後 10 年間で都市の将来像や都市づくりの基本目標を踏まえ、市民と行政及び民間事業者との協働による重点的な取組により実現される宍粟市の拠点づくりの方向性を示すものです。

人口減少が続く本市では、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけ、一定規模の人口の持続的な定着をめざすことが最重要課題となっており、総合計画においても都市機能が集積する市役所周辺は「宍粟市の拠点」としての役割が位置づけられています。

「宍粟市の拠点」においては、市街地の中心部の低密度化を抑制し、古くからのまち並みを保全し落ち着いた住宅地として維持しつつ、既存の都市機能を生かすとともに、商業拠点を中心ににぎわいを生み出し、定住人口の確保と市の活力の創出につなげていくことが必要です。

以上を踏まえ、「宍粟市の拠点」としての役割を担う中心市街地における拠点づくりを重点的に進め、中心市街地周辺においては、拠点部を補完する役割を担うため、現状の暮らしの場が維持される取組を進めます。

○住みたい・住み続けたい住環境づくり

人口の定着に向けては、市民が住み良さを実感できるようにすることが必要です。良好な住環境の形成や宍粟市らしい地域資源の保全・活用、道路整備に伴う若い世代のニーズ等に対応した新たな住宅地の形成により、住みたい・住み続けたいと思われるような取組を進めます。

(1)ゆとりと落ち着いた住環境の形成

(2)歴史遺産などの地域資源の保全・活用

(3)幹線道路沿道の有効活用

○安全・安心の都市づくり

近年の水害や震災の多発により、市民の防災への関心が高まりつつあることを踏まえ、ハード・ソフト両面からまちの防災力の向上を図ります。また、全ての人々が支障なく日常生活を送れるよう、安全・安心な生活環境づくりに取り組めます。

(1)災害に強い都市づくり

(2)日常の安全・安心な生活環境づくり

宍粟市の拠点づくりのための取組テーマ

住みたい・住み続けたい住環境づくり

生活利便性を高め、都市の活力を創出する拠点機能の強化

安全・安心の都市づくり

拠点周辺の都市づくり

期待される主な効果

市の魅力、価値の向上

人口の定着
(流出抑制・流入促進)

郷土愛の醸成

関係人口・交流人口の拡大

地域経済活性化

まちのにぎわい創出

安心して暮らせる住環境の実現

市民生活の利便性向上

まちの防災力向上

市民の都市づくりへの関心の高まり

○生活利便性を高め、都市の活力を創出する拠点機能の強化

市外への人口流出を抑制するには、市民生活の利便性向上が重要であり、商業をはじめ、様々な都市機能が集積した便利で快適な中心市街地の形成が求められます。市内外に円滑に移動できる交通拠点機能の充実や、子育て環境の充実、にぎわいのある中心市街地の形成を一体的に進めることにより、市民の生活利便性を高め、都市の活力の創出を図ります。

(1)中心市街地の交通機能の強化

(2)子育て環境の充実

(3)中心部におけるにぎわいあふれる空間づくり

○拠点周辺の都市づくり

拠点周辺の地域は、魅力ある緑豊かな森林や農地が豊富にあり、自然や田園と調和した暮らしの場として、地域の特性に応じた良好な市街地、集落が形成されています。拠点周辺は、第 2 のダム機能を担うエリアとして、現状の暮らしの場が維持される都市づくりをめざします。

(1)市街地

(2)市街地周辺

第5章 都市づくりの推進方策

○市民・事業者・行政による都市づくりの推進

都市計画マスタープランの実現には、行政が積極的な取組を推進するだけでなく、市民、事業者、行政が協働で進めていくことが不可欠です。

そのため、都市計画マスタープランの周知を行うことによって、都市計画に対する市民や事業者の意識を高め、都市づくりへの積極的な参加を促すとともに、協働による都市づくりを進めていきます。

○都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランによる着実な都市計画行政を実現するには、計画の進行管理が重要です。都市計画マスタープランに基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証するとともに計画の見直しを行います。

施策・事業の進捗状況の把握に努め、5年後の中間見直しと 10年後の定期見直しにつなげる進行管理プロセスを導入し、計画の実効性を高めます。

なお、10 年後の定期見直しにおいては学識経験者を交えた検討委員会を開催することによって実施します。

